（建物名称等）消防計画

　　年　月　日作成

# 目的及び適用範囲

１ 目的

この計画は、消防法第８条及び同法第36条の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

２ 適用範囲

(1) 管理権原の及ぶ範囲は、　　　部分とする。

(2) この計画を適用する者の範囲は、管理権原者、防火・防災管理者及びその他勤務する者とする。

〔防火・防災管理業務の委託　あり　・　なし〕

【↓防火・防災管理業務の委託を行う場合】

# 防火・防災管理業務の一部委託　〔　あり　・　なし　〕

１ 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

２ 委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期に防火・防災管理者に報告する。

３ 防火・防災管理業務の委託状況　〔　常駐　・　巡回　・　遠隔移報　〕

別添「防火管理業務委託状況票」（その１）～（その３）のとおり。

# 災害想定

１ 震度６強程度の地震が発生した場合に予測される被害想定及び当該被害想定に基づく具体的な対策は、別表１のとおりとする。

２ 防火管理者は、別表１の被害想定及び具体的な対策に基づき、日常の防火・防災管理業務を行うとともに、従業員に対して防火・防災意識の向上及び地震発生時の活動技術の向上に努めなければならない。

# 管理権原者の責任

１ 管理権原の及ぶ範囲の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

２ 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。

３ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

４ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。

５ 防火・防災管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないよう管理する。

【↓その他特記事項がある場合】

６

〔防火・防災管理委員会の設置　あり　・　なし　〕

【↓「防火・防災管理委員会」を設置する場合】

# 防火・防災管理委員会

管理権原者は、次に掲げる事項について審議する防火・防災管理委員会を開催し、防火・防災管理について周知・統一を図り、防火・防災管理業務を効果的に推進する。

１ 消防計画の見直しに関すること。

２ 自衛消防訓練の実施細部に関すること。

３ 自衛消防隊の組織及び装備等に関すること。

４ 避難施設、消防用設備等などの点検・維持管理に関すること。

# 防火・防災管理者の業務

防火・防災管理者は、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行う。

１ 点検・監督業務

(1) 火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修

建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(2) 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修

(3) 避難施設、防災設備等の検査・点検の実施と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(4) 防火・防災担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

(5) 火気の使用、取扱いの指導、監督

２ 教育・訓練業務

(1) 従業員に対する防火・防災の教育の実施

(2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討

(3) 放火防止対策の推進

〔防火管理マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓防火管理マニュアルを作成する場合】

(4) 防火管理マニュアルの作成及び徹底

３ 管理業務

(1) 収容人員の管理

(2) 消防機関への届出及び連絡等

(3) 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置

４ 点検立会業務

(1) 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示

(2) 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示

(3) 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立

(4) 防火対象物点検・防災管理点検の立会い又は立会いの指示

５ 管理権原者への提案・報告業務

(1) 防火・防災管理業務を遂行する上での提案

(2) 点検・検査の結果についての報告

６ その他防火・防災管理上必要な業務

〔統括防火・防災管理者の選任　あり　・　なし　〕

【↓統括防火・防災管理者が選任されている場合】

(1) 防火・防災管理上必要な事項の、統括防火・防災管理者への報告

〔防災センター　あり　・　なし　〕

【↓防災センターがある場合】

(2) 防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

〔自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルを作成する場合】

(3) 自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成及び徹底

【↓その他特記事項がある場合】

(4)

# 火災予防上の点検等

１ 予防管理組織

日常の火災予防のための組織と建物構造、電気設備、消防用設備等の点検・検査を実施する組織として、別表２の予防管理組織を編成する。

なお、日常の火災予防のための組織には、原則として、階ごとに防火・防災担当責任者を、所定の区域ごとに火元責任者を置く。

２ 日常の火災予防

(1) 防火・防災担当責任者の業務

ア 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督

イ 防火・防災管理者の補助

(2) 火元責任者の業務

ア 担当区域内の火気管理

イ 担当区域内の建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・器具の日常の維持管理

ウ 地震時における火気設備・器具の安全確認

エ 防火・防災担当責任者の補助

３ 火災予防上の自主検査

(1) 別表２に定める各検査員は、出火防止、避難安全の確認を毎日行う。

ア 出火防止の確認は、別表3-1により行う。

イ 避難安全等の確認は、別表3-2により行う。

(2) 別表２に定める各検査員は、別紙「自主点検票」により、建物及び消防用設備等の確認を　月頃と　月頃に行う。

４ 消防用設備等の法定点検

(1) 防火・防災管理者は、消防用設備等の点検・報告について、建物所有者が実施しているか確認し、必要があれば、事業所（テナント）の責任で、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。

(2) 防火・防災管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

〔消防用設備等の特例　あり　・　なし　〕

【↓消防用設備等に特例が適用されている場合】

(3) 防火・防災管理者は、消防用設備等に係る特例適用について、申請内容が適正に維持管理されているかどうかあわせて確認する。

５ 防火対象物・防災管理の法定点検（防火対象物点検報告・防災管理点検報告）

(1) 防火対象物・防災管理の法定点検について、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

(2) 管理権原者又は防火・防災管理者は、法定点検に立会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

６ 報告等

(1) 防火・防災管理者は、自主検査及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。

(2) 防火・防災管理者は、前(1)により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

【↓その他特記事項がある場合】

７ その他

# 従業員が守るべき事項

１ 避難施設の維持管理

避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

(1) 避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。

(2) 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。

(3) 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。

(4) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるように維持する。

(5) 避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

(6) (1)から(3)までにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火・防災管理者に報告する。

【↓その他特記事項がある場合】

(7) その他

２ 火気管理等

(1) 喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。

(2) 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。

(3) 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。

(4) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。

(5) 火気設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。

(6) ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。

(7) 終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。

(8) 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。

【↓その他特記事項がある場合】

(9) その他

３ 放火防止対策

(1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡視を行う。

(2) 建物内外の整理整頓を行う。

(3) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

(4) 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

# 防火・防災管理者が守るべき事項

１ 収容人員の管理

(1) 防火・防災管理者は、用途、規模に応じた収容能力を把握し、収容人員を適正に管理する。

(2) 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。

【↓その他特記事項がある場合】

(3) その他

２ 工事中の安全対策の樹立

(1) 次の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を作成し、消防機関に届け出る。

ア 増築等で建築基準法に基づく仮使用の認定の申請をするもの。

イ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、本設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすもの。

(2) 防火・防災管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

(3) 工事人に対し、次の事項を遵守させる。

ア 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保する。

イ 防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。

ウ 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火・防災管理者に報告させる。

エ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者の承認を受ける。

オ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。

(4) 防火・防災管理者は、工事・催物等の計画内容や現場において、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

３ 火気の使用制限

防火・防災管理者は、必要に応じ次の事項について指定又は制限する。

(1) 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

ア 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。

イ 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。

(2) 火気設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

イ 使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。

(3) 危険物の貯蔵又は取扱場所の指定

(4) 工事等の火気使用の禁止又は制限

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

４ 臨時の火気使用等

防火・防災管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火・防災管理上必要な指示を行う。

(1) 指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用

(2) 火気設備・器具の設置又は変更

(3) 危険物等の使用

(4) 催物の開催及びその会場での火気の使用

(5) 模様替え等の工事

【↓その他特記事項がある場合】

(6) その他

５ 放火防止対策

防火・防災管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

(1) 敷地内及び廊下、階段、トイレ等の可燃物の整理、整頓又は除去

(2) 不特定の者が出入りする出入口の監視等

(3) 火元責任者等による火気の確認及び施錠

(4) 空室、倉庫等の施錠管理

(5) 休日、夜間等における巡回体制の確立

【↓その他特記事項がある場合】

(6) その他

６ その他

(1) 命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外への避難経路図を別図のとおり作成し、従業員その他防火・防災管理業務に従事する者及び建物利用者に周知できるように掲出する。

(2) 防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

【↓その他特記事項がある場合】

(3) その他

# 防火・防災教育等

１ 防火・防災教育

防火・防災教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火・防災管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

(1) 消防計画

(2) 従業員が守るべき事項

(3) 火災発生時の対応

(4) 地震時及びその他災害等の対応

〔防火管理マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓防火管理マニュアルを作成する場合】

(5) 防火・防災管理マニュアルの徹底

(6) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

２ 自衛消防隊員等の育成

管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

３ 各種法定資格の取得

管理権原者は、防火・防災管理業務等を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。

４ 統括管理者等の資格育成等

統括管理者及び告示班長の資格管理及び育成については、「全体についての消防計画」に定める。

【↓その他特記事項がある場合】

５ その他

# 消防機関への連絡・報告

１ 消防機関への届出等を行う事項

管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関に以下に掲げる届出等を行う。

| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| --- | --- | --- |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火・防災管理者を変更したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を変更したとき管理権原者又は防火・防災管理者を変更したとき | 防火・防災管理者 |
| 自衛消防組織設置（変更）届出 | 自衛消防組織を設置・変更したとき | 管理権原者 |
| 消防訓練実施の通報 | 消防訓練を計画・実施したとき | 防火・防災管理者 |
| 消防用設備等点検結果報告 | 　年に１回（総合点検時に報告する。） | 建物所有者等 |
| 防火対象物点検結果報告 | １年に１回（特例認定を受けた場合を除く。） | 管理権原者 |
| 防災管理点検結果報告 | １年に１回（特例認定を受けた場合を除く。） | 管理権原者 |
| 防火対象物変更届出 | 建物の間仕切り等の変更、用途の変更等を行う場合において、変更する日の７日前まで | 建物所有者等 |
| 催物開催届出 | 劇場等以外の建築物等において演劇、映画その他の催物を行おうとするとき | 催物の主催者 |
| 禁止行為の解除承認申請 | 劇場、物品販売店舗等の喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込みが禁止されている場所において、禁止行為の解除を申請するとき | 建物所有者等 |
| その他（上記以外の法令に基づく届出等） | 法令に定める時期 |  |

２ 防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管

(1) 管理権原者等は、消防機関へ届出等を行った書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備し及び保管する。

(2) 売買等により管理権原者が変更となる場合は、防火・防災管理維持台帳のうち、竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

# 自衛消防隊の編成、任務等

１ 防火対象物自衛消防隊の編成

(1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表4-1のとおり編成する。

(2) 防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊を編成する。

ア 防火対象物本部隊

・防火対象物本部隊には事業所自衛消防隊長及び班を置く。

・防火対象物自衛消防隊長には、その任務を代行する防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める。

・班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

イ 防火対象物地区隊

・防火対象物地区隊には防火対象物地区隊長と班を置く。

・火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。

・班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

(3) 管理権原者は、別表4-1を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

２ 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

(1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

【↓その他特記事項がある場合】

(3)

３ 防火対象物自衛消防隊長等の権限

(1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４ 火災発生時の自衛消防活動

(1) 防火対象物本部隊

ア 防火対象物本部隊は、管理する区域で火災が発生した場合、初動対応及び事業所地区隊の統制を行う。

イ 防火対象物本部隊の通報連絡班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。

ウ 防火対象物本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、防火対象物地区隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務に当たる。

エ 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち１名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。

オ 現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務に当たる。

(2) 防火対象物地区隊

防火対象物地区隊は、当該地区隊の担当する区域で発生した火災において、当該地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。

(3) 活動要領

防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊は、別紙１の火災時の自衛消防活動要領により行動する。

５ 自衛消防隊の装備等

| 装備器材 | 数量 | 保管場所 | 点検時期 |
| --- | --- | --- | --- |
| 消火器 | 　　 | 　　　　 | 　月 |
| ロープ | 　　 | 　　　　 |
| 携帯用拡声器 | 　　 | 　　　　 |
| ヘルメット | 　　 | 　　　　 |
| 携帯用照明器具 | 　　 | 　　　　 |
| 　　　　　 | 　　 | 　　　　 |

〔営業時間内と営業時間外の自衛消防活動体制　同じ　・　異なる　〕

【↓営業時間内と自衛消防活動体制が異なる場合】

６ 営業時間外等（夜間・休日等）の自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等における自衛消防活動組織及び活動要領は、別表５に示すところによる。

(2) 営業時間外等に在館者がいる場合、守衛等は、定期に巡回する等して火災予防上の安全を確保する。

(3) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

【↓その他特記事項がある場合】

７ その他

# 訓練

１ 消防訓練

(1) 訓練の実施時期等は次のとおりとする。

| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| --- | --- | --- |
| 部分訓練 | 消火、通報、避難誘導等の訓練を個別に行う。 | 　月頃・　月頃 |
| その他（　　　　　） | 　　　　　　 |
| 総合訓練 | 火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。 | 　月頃・　月頃 |

(2) 防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

(3) 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施（計画）報告書」を　　消防署へ提出する。

２ 防災管理に係る避難訓練

(1) 防火・防災管理者は、地震等の災害が発生した場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように、次の訓練を実施するものとする。

| 訓練種別 | 実施時期 |
| --- | --- |
| 避難訓練 | 　月頃 |
| その他（　　　　　） | 　月頃 |

(2) 訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施（計画）報告書」を　　消防署へ提出するものとする。

３ 訓練時の安全対策

訓練指導者は　　　　　とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

| 時期 | 内容 |
| --- | --- |
| 訓練前 | １ 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。２ 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。 |
| 訓練中 | １ 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。２ 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。 |
| 訓練後 | 訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。 |

４ 訓練の実施結果

(1) 防火・防災管理者は、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

(2) 防火・防災管理者は、訓練実施後、その旨を「消防訓練実施（計画）報告書」により　　消防署に通報する。

(3) 防火・防災管理者は、訓練実施後、本消防計画の内容を検証し、必要に応じて、当該検証結果に基づき当該消防計画の見直しを行わなければならない。

# 地震対策

１ 地震に備えての事前計画

管理権原者は、地震発生に備えて、次の対策を行う。

(1) 防災についての任務分担

管理権原者等は、予防管理組織の編成に準じて、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

(2) 建築物等の点検及び補強

ア 管理権原者等は、建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下の防止措置を行う。

イ 管理権原者等は、宮城県又は仙台市が作成・公表する地震の被害予測、ハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物に影響を及ぼす地震発生時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

(3) 家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置

ア 事務室内、倉庫等の書架、物品棚、複写機等の家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置を講じる。

イ 自主検査の実施と併せて、別表６のチェック表を活用して、家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を講じる。

(4)危険物等の漏えい及び流出防止措置

危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。

(5) 火気設備・器具の点検及び安全措置

ア 火気設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について作動状況の点検及び確認を行う。

イ 火気設備・器具の上部及び周囲には、転倒・落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。

(6) 消火器等の準備及び適正管理

消防用設備等に係る自主検査実施と併せて、消火器等を適正に維持管理する。

(7) 安全避難の確保及び点検

ア 在館者が建物から安全に避難できるように、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。

イ 避難所等を確認し、避難方法等の手段を検討する。

(8) 資器材及び非常用物品の準備及び保管

ア 管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。

イ 資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に実施する。

(9) 家族との安否の確認手段の確保

ア 電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否の確認手段を従業員に周知する。

イ 従業員は、地震発生時の家族との安否の確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておく。

(10) 従業員等の一斉帰宅の抑制

ア 公共交通機関が運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。

イ 地震発生時に従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。なお、施設内待機場所は、　　　　　とする。

ウ 従業員等の施設内待機を維持するために、３日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄する。なお、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員分の備蓄の10％程度を余分に備蓄する。備蓄場所・備蓄品は、別表７のとおりとする。

エ 管理権原者は、従業員等に要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。

| 対象者 | 具体的な備品等 |
| --- | --- |
| 高齢者・障がい児 | 　　　　　　　 |
| 妊婦・乳幼児 | 　　　　　　　 |
| 外国人 | 　　　　　　　 |

オ 従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループごとの時差退社計画を作成しておく。なお、時差退社計画表は、別表８のとおりとする。

(11) 帰宅困難者対策

鉄道等交通機関の運行状況の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、従業員等に適宜伝達する。

(12) PDCAサイクルの実施

訓練等の結果確認と検証を行い、地震発生に備えての事前計画を見直し改善する取組み（PDCA（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。

２ 地震発生時の活動計画

地震発生時、管理権原者は、次により活動、措置等を行う。

(1) 地震発生時の任務分担

ア 地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、自衛消防隊の編成に準じて自衛消防活動を行う。

イ 自衛消防活動は、地区隊ごとでの活動を原則とする。

ウ 事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害・活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。

エ 被害のない地区又は活動の終了した地区の自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動の要請があった地区において、協力して活動を行う。

〔緊急地震速報利活用マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓緊急地震速報利活用マニュアルを作成する場合】

(2) 緊急地震速報の活用

「緊急地震速報利活用マニュアル」を作成し、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法、活用対策等について従業員等に周知しておき、有効に活用する。

(3) 出火防止及び初期消火活動

ア 火気設備・器具の付近にいる従業員は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。

イ 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備・器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

ウ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。

(4) 危険物等の流出及び漏えい時の緊急措置

危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。

(5) 初期救助・救護活動

消防機関への通報、初期救助及び初期救護等の地震発生時の自衛消防活動要領は、別紙２による。

(6) 被害状況の把握等

ア 自己事業所内の被害状況を速やかに把握するよう努める。

イ 事業所自衛消防隊長は、被害状況を確認し、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

ウ 従業員は、周囲の機器・物品等の転倒、落下等の異常があった場合には、自衛消防隊長に報告する。

(7) 避難所等及び避難方法

火災・津波等の危険が予想される場合は、次の避難所等・避難方法に基づき、適切に避難を開始する。

ア 避難所等

イ 避難方法

(8) 家族等との安否確認

ア 従業員は、家族等の安否を確認し、　　　　　に報告する。

イ 　　　　　は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。

(9) 従業員等の施設内待機等

ア 　　　　　を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。

イ 災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。

ウ 施設チェック項目は別表９のとおりとする。

エ 管理権原者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。

・

・

・

オ 管理権原者は、施設及びその周辺の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、宮城県や仙台市からの避難所等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。

カ 停電時を考慮した次の情報収集手段及び提供方法等に基づき、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員へ提供する。

| 情報収集手段 | 　　　　　 |
| --- | --- |
| 情報提供方法 | 　　　　　 |
| 非常用電源 | 　　　　　 |

キ 災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表（別表８）に基づき、方面別に集団で帰宅を促す。

(10) 周囲の環境等から必要な活動

周囲の環境等から必要な活動に関して、次の措置を講じておく。

ア 津波対策

イ 液状化対策

３ 施設再開までの復旧計画

管理権原者は、次の措置等を行う。

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。

(2) 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

ア 火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

イ 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

(3) 被害状況の把握

ア 二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器を安全な場所に集結しておく。

イ 倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行う。

(4) 復旧作業等の実施

復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

ア 復旧作業の工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。

イ 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業員その他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。

ウ 復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。

# 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

１ 事前の備え

自衛消防隊長は、自衛消防隊の装備としてマスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合は、定期に点検を行う。

２ 大規模テロ等に伴う災害発生時の活動計画

(1) 大規模テロ等に伴う災害（CBRNE災害を含む。以下同じ。）の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置とする。

(2) 大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。この場合、自衛消防隊員は自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

３ 行政機関からの指示等

行政機関からの指示等があった場合、自衛消防隊長は、速やかに在館者に伝達する。特に避難所等、避難手段について、確実に伝達する。

４ 自衛消防活動要領

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領については、別紙３による。

# 大雨・強風等に係る自衛消防対策

１ 事前の備え

(1) ハザードマップ等の活用

防火・防災管理者は、宮城県、仙台市が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水想定区域図などの被害予測を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

| 河川の氾濫等により予想される浸水深さ | 　　　　　 |
| --- | --- |
| 予想される浸水継続時間（浸水50 cm以上） | 　　　　　 |
| 浸水危険箇所 | 　　　　　 |
| その他危険箇所 | 　　　　　 |

(2) 点検と安全措置

管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため、各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

ア 普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認

イ 建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の強風による落下防止措置

ウ 側溝、排水口の清掃状況の確認

エ 水防資器材の定期的な点検・整備

２ 大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

(1) 自衛消防隊の任務

ア 別紙１の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。

イ 基本編成による活動では困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員の増強又は初期消火班、避難誘導班を安全防護班の任務に当たらせるなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

(2) 自衛消防隊の連携

自衛消防活動は、防火対象物自衛消防隊及び事業所自衛消防隊の活動を基本とし、防火対象物自衛消防隊長から応援の要請があった場合は、相互に連携し活動する。

(3) 情報の収集及び伝達

台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

(4) 資器材の準備

安全防護班は、水防資器材（土のう、止水板等）を準備し、速やかに使用可能な体制をとる。

(5) 定期巡回の実施

通報連絡（情報）班は定期的に建物内外の巡回を行い、建物周囲の冠水状況、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、浸水危険及び被害状況の把握に努める。

〔浸水等の被害予想　あり　・　なし　〕

【↓浸水等の被害が予想される場合】

(6) 地下室等への立入制限

自衛消防隊長は、地下室への立入制限及びエレベーターの使用制限について掲示するなど、在館者への情報伝達を行う。

〔浸水等の被害予想　あり　・　なし　〕

【↓浸水被害の発生が予想される場合】

(7) 浸水防止措置の実施

自衛消防隊長は安全防護班に指示し、次の浸水防止措置を行う。

ア

イ

ウ

エ

(8) 在館者の避難誘導

ア 防火対象物自衛消防隊長が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合、自衛消防隊長は避難誘導を実施する。

イ 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

# その他の自衛消防対策

１ ガス漏えい事故防止対策

(1) 事前の備え

ガス漏えい事故に備え、ガス配管等の施設・機器について事前確認を実施しておく。

(2) ガス漏えい時の活動計画

ア 別紙１の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。

イ ガス漏れを確認後、自衛消防隊長は直ちにガス会社及び消防機関へ通報し、在館者に対し、放送設備等を活用して火気及び電気の使用禁止と避難を指示する。

ウ 自衛消防隊長は、事故状況からガス漏えいの継続が予想される場合は緊急遮断弁を閉止し、放送設備等により防火対象物内の関係者に伝達する。

エ ガス漏れの状況により、立入禁止の区域を指定し、ロープ及び標識等で表示する。

オ 緊急遮断弁を閉止した場合は、器具栓、元栓及びメーターコックを全て閉止し、ガス会社の許可があるまで操作しない。

２ 停電発生時の出火防止対策

(1) 事前の備え

停電発生時の影響について事前確認を実施しておく。

(2) 停電発生時の活動計画

ア 停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外す。

イ 消防用設備等及びその他防災設備が停止した場合は、代替措置を実施する。

ウ 停電復旧後は、消防用設備等及びその他防災設備の機能が正常に復旧していることを確認する。

# 別表１

被害想定及び具体的対策

| 被害想定シナリオ | 震度６強・平日・　　時に発生した場合 |
| --- | --- |
| 建物の概要 | 地上　　階・地下　　階、　　造　新耐震基準に対応　延床面積　　㎡　テナント数　　店　在館者数約　　人（内訳　従業員数：　　人　来場者数　　人） |
| 被害の対象 | 想定の方法 | 被害の具体的事象 | 設定する目標 | 対応行動の具体化 | 優先度 | 自衛消防隊 |
| 応急対策的事項 | 予防的事項 |
| 建築構造 | 建築構造 | 　建築年度、構造形式、階数、耐震補強の有無を根拠に想定　新耐震基準対応につき震度６強程度の揺れに対し耐久するが多少の被害あり　階ごとの揺れの大きさを予測　過去の被害事例から被害状況を推定 | 建築構造の被害を一部確認　　階　　　の柱に亀裂あり床にひび割れあり | 避難・待機の判断を　分以内に決定 | 建築の専門家による損傷箇所の確認 | 耐震診断耐震補強工事 | Ａ | 　　班　　人 |
| 外壁・窓ガラス・看板 | 外壁の一部落下あり建物周囲にガラスが散乱 | 負傷者の発生防止 | 建物周囲への接近禁止 | 立入禁止措置範囲の設定防護庇の設置 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 内装・天井 | 　階　　　天井が落下照明器具も一部落下し破損 | 在館者を安全な場所へ誘導破損ガラスの片付け清掃 | 器具・機器の固定 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 建築設備等 | エレベーター | 　全面停止　停止に伴う被害　エスカレーターは、周囲の状況を勘案 | 最寄り階到着後に停止、使用不可閉じ込め事故発生 | 閉じ込め者の救出 | 負傷者有無の確認と状況説明消防隊・エレベーター管理会社への連絡 | エレベーター管理会社と復旧・救出フローの確認（誰がどのように行うか） | Ａ | 　　班　　人 |
| エスカレーター | エスカレーター停止負傷者なし | 転倒による負傷者の発生防止 | 使用禁止措置「停止」表示に切替え | 非常時の運用ルールを確認 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 空調・換気設備 | 　設計、施工上の強度、耐震診断結果、過去の実例等に基づき、損壊、防火、防災上の機能停止等の被害を想定 | 空調・換気設備の配管が折損停電で使用不能 | 空調の早期復旧代替設備の準備 | 配管工の手配と修理 | 設計・施工業者に配管の耐震性を確認 | Ｂ | 　　班　　人 |
| ボイラー・発動発電機、燃料タンク等 | 重油燃料の一部漏洩火災発生なし | 二次災害（火災）防止 | 燃料の回収作業の実施 | 可燃物や不要物の放置禁止防火区画の機能確認 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 避難施設等 | 非常口等の扉 | 　構造、形状等を個別に耐震診断し、過去の被害事例を勘案して推定　避難経路となる廊下、階段については、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別に被害を推定　内装材やガラスについては、大きさ、形状、材質、落下防止措置の有無等を個別に確認し、被害を推定　事務室内等のじゅう器の設置状況から転倒・落下・移動の状況を推定　階段室の形状、非常口の大きさ、予想される避難客等の集中度等から個別に殺到する状況を推定 | 事務室の扉枠変形で開閉不能閉じ込め者　名発生 | 閉じ込め者の救出 | 安否確認と救出 | 安否確認方法の確立扉の解錠方法の事前確認 | Ａ | 　　班　　人 |
| 廊下や非常階段 | 事務室から出火客室や廊下に煙が滞留 | 煙による窒息被害の防止 | 煙発生階は　分以内に避難完了 | 防火区画の機能確認排煙設備の非常時運用ルールの決定 | Ａ | 　　班　　人 |
| 内装材やガラス | 壁掛けの鏡が落下避難経路にガラスが飛散 | ガラスによる負傷者の発生防止避難経路の妨害防止 | 飛散ガラスの清掃 | 飛散防止フィルムの貼付固定強化 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 事務室内等の家具等 | じゅう器の転倒・落下・移動 | 転倒・落下・移動してきた物による負傷者の発生防止 | 転倒・落下・移動しそうな物への接近禁止 | じゅう器の固定化避難経路を確保した位置に配置 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 階段室や非常口 | 従業員が階段室や非常口に殺到避難路が渋滞 | 将棋倒しによる負傷者の発生防止 | パニック防止の非常放送実施（地震の影響、館内の被害状況、来場者の対応状況など） | パニック防止放送の内容確認放送の信頼性確保の検討 | Ａ | 　　班　　人 |
| 消防用設備等 | 防火シャッター・防火扉 | 　設置場所における揺れの状況等から建物構造部の変形程度を推定し、各消防用設備等の耐震措置の状況、過去の事例から被害を推定　過去の実例による被害確率、被害対策状況、天井の部材及び設置状況、設置階の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等機能停止について被害を推定 | 障害物放置による防火シャッターの閉鎖障害 | 煙による窒息被害の防止 | 誘導員の配置による立入禁止措置 | 防火シャッター付近の物の除去 | Ｂ | 　　班　　人 |
| スプリンクラー設備 | スプリンクラーヘッド損傷による不時放水 | 漏水被害の拡大防止 | 火災未発生確認後、制御弁を閉止 | 制御弁室の位置確認１系統の防護範囲の確認 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 自動火災報知設備 | 煙感知器連動防火戸の故障による不作動 | 煙による窒息被害の防止 | 誘導員の配置による立入禁止措置 | 定期的な防火戸の機能点検の実施 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 不活性ガス消火設備 | 不活性ガス消火設備のボンベの転倒 | ボンベ転倒による負傷者の発生防止 | ボンベ室の立入禁止 | ボンベの固定強化 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 屋内消火栓設備 | 屋内消火栓設備ボックスの変形 | 屋内消火栓設備の使用可能化 | ボックスの扉の開放可能化 | 定期的な開閉状況の確認 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 収容物等 | 室内の備品 | 　各階の耐震診断結果等に基づいて揺れの大きさを推定し、各階の収容物の量、形状、固定措置等を個別に確認し、被害を想定　照明器具等の形状、設置状況、過去の実例、転倒・落下・移動防止対策の実施状況等について個別に確認し、被害を想定 | 各テナントの棚類や物品は固定対策不備で、転倒・落下・移動が発生 | 転倒・落下・移動してきた物による負傷者発生防止 | 転倒・落下・移動しそうな物への接近禁止 | 棚・物品等の固定強化 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 照明器具等 | 吊り照明が多く、窓際に近いものは振動により緩衝し損傷 | 落下物による負傷者発生防止 | 落下しそうな物への接近禁止 | 固定強化 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 室内の書棚、ロッカー、家具、コピー機、家電製品等 | 各テナントの棚類や物品は固定対策不備で、転倒・落下・移動が発生 | 転倒・落下・移動してきた物による負傷者発生防止 | 転倒・落下・移動しそうな物への接近禁止 | Ｃ | 　　班　　人 |
| パーティション | 吊り下げ式、固定済を除くパーティションが転倒 | 転倒物による負傷者発生防止 | 転倒しそうな物への接近禁止 | 移動式パーティションの管理徹底 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 電気・水道・交通 | 停電による客室の照明 | 　地域防災計画におけるライフラインに対する被害想定及びハザードマップから、周辺社会基盤の被害を想定　復旧までの所要日数を電気は５日、水は45日、ガスは60日として想定 | 外部からの電力供給が遮断され非常電源の通電箇所以外は停電 | 室内移動時の負傷者発生防止 | 非常電源による最小限の照明の確保 | 定期的な非常電源の確認 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 停電による廊下・階段・ロビーの照明 | 建物内移動時の負傷者発生防止 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 断水 | 外部から水の供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り使用可能 | 脱水による体調不良者の発生防止 | 備蓄飲料水の配付 | 飲料水等の防災用品を在館者に個別に配布 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 断水時のトイレ | 使用可能なトイレの情報提供 | 非常用トイレの配置及び携帯用トイレの配付 | 非常用トイレの配置及び携帯用トイレの配付 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 交通 | 全面的な周辺交通の麻痺状態 | 無理な帰宅を抑制 | 待機場所の設置 | 帰宅困難者対策の作成 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 通信 | 外線電話 | 　防火対象物内の受信設備、サーバー等の配置場所、各階の揺れや変形の状況、各種機材の耐震性等から、災害時に使用可能か否かを個別に推定　推定不能の場合は、通常の通信手段として使用不可 | 通常電話は、使用が著しく困難 | 緊急電話の回線確保 | 使用可能な電話の確保 | 複数の種類の電話を準備 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 内線電話 | 内線電話ラインが切断され通話不可。サーバー損傷で通信不可 | 緊急の連絡手段を確保 | トランシーバー等による連絡手段の確保 | 非常用連絡手段として必要な器材を準備 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 公設消防への連絡 | 専用回線を用いた通常使用は可能 | 確実な通信手段の確保 | 通報の可否の確認 | 複数の種類の電話を準備 | Ｃ | 　　班　　人 |
| 二次被害等 | 食堂等の火気使用区域からの火災 | 　過去の事例から、火災発生の火元となる箇所を想定　火元となる箇所の自動停止等の状況や建物等の基本被害、消防用設備等被害を勘案し、火災発生箇所とその数及び延焼の可能性を推定　推定困難な場合は一定割合での火災発生を推定 | 一部の食堂等から火災発生 | 負傷者発生防止 | 初期消火の実施と立入禁止措置 | 消火設備の確認と初期消火体制の強化 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 火気使用設備器具、電気機器からの出火 | 喫煙室の出火や短絡による火災発生 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 機械室・ボイラー室からの出火 | 短絡による火災発生 | Ｂ | 　　班　　人 |
| ガス使用設備からのガス漏洩 | 食堂からガス漏洩 | Ｂ | 　　班　　人 |
| 出火による館内における煙の充満 | 　出火場所、建物構造、対策措置の状況から煙の充満等を想定　自衛消防組織の対応不可能 | スプリンクラー損傷区画から火災発生により一部で延焼拡大 | 煙発生階は　分以内に避難完了 | 防火区画の機能確認排煙設備の非常時運用ルールの確認 | Ａ | 　　班　　人 |
| 人的被害（死傷） | 天井等の破損、照明器具の落下による死傷 | 　各フロア・室内・ロビー等における在館者数の状況から死傷者の発生、通行障害等の被害を推定　揺れによる直接的な死傷者に加え、火災やパニックの発生に伴う二次災害による被害を想定　棚類、物品の転倒・落下・移動による破損及びそれらの設置場所から死傷者数を推定 | 揺れの大きい上層階を中心に落下物による死傷者発生 | 死傷者を最小限に抑制 | 死傷者を早急に安全な場所へ移動 | 救出救護方法の確認と訓練の強化 | Ａ | 　　班　　人 |
| ガラスの破損による死傷 | 窓ガラス、ガラスカーテンウォール等の破損により死傷者発生 | Ａ | 　　班　　人 |
| 家具、ロッカー等の転倒・落下・移動による死傷 | 固定対策不備により転倒・落下・移動に起因する死傷者発生 | Ａ | 　　班　　人 |
| 火災・煙による死傷屋外退去者の落下物による負傷 | 延焼地区付近で自力脱出困難者の一部が死傷し、出入口へ集中した群集が屋外へ突出して死傷 | Ａ | 　　班　　人 |
| 避難中の混乱(パニック)による死傷 | 避難中にパニックが発生し死傷者発生 | Ａ | 　　班　　人 |
| 帰宅困難 | 運行中止や帰宅経路の被災による帰宅困難 | 　帰宅方面ごとの人数、地震発生時刻、交通基盤の被害想定から帰宅困難者数を推定 | 半径　km外に居住する従業員の一部が帰宅困難 | 一斉帰宅の抑制 | 道路状況及び交通機関の運行状況を把握し在館者に伝達 | 時差帰宅計画の作成及び帰宅困難者のための備蓄品の準備 | Ｂ | 　　班　　人 |

# 別表２

予防管理組織編成表

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者 | 役職・氏名　 |
| 防火・防災管理者 | 役職・氏名　 |
| 防火・防災担当責任者 | 火　元　責　任　者　 |
| 担　当　区　域 | 氏　名 | 担　当　区　域 | 氏　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 定期に実施する点検・検査組織 |
| 業務種別 | 実施区分 | 点検検査員 | 業務種別 | 実施区分 | 点検検査員 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

# 別表3-1

日常点検票「火気関係」　　　月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日付 | 曜日 | 実施項目 |
| 火気・電気・ガス器具関係 | 喫煙関係 | 放火防止関係 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （凡例）○…良　　×…不備、欠陥等　　⭙…即時改修（備考）不備、欠陥等があった場合は、ただちに防火・防災管理者に報告すること。 | 防火・防災管理者 確認 |  |

# 別表3-2

日常点検票「避難障害等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （凡例）○…良　　×…不備、欠陥等　　⭙…即時改修（備考）不備、欠陥等があった場合は、ただちに防火・防災管理者に報告すること。 | 防火・防災管理者 確認 |  |

# 別表4-1

防火対象物自衛消防隊の編成

　　年　　月　　日現在

防火対象物本部隊

防火対象物自衛消防隊長

（統括管理者）

〔　　　　　〕

隊長の代行者兼副隊長

１〔　　　　　〕

２〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

　　　地区隊

地区隊長

〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

　　　地区隊

地区隊長

〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

　　　地区隊

地区隊長

〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

# 別表4-2

自衛消防業務講習等修了者一覧

　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職名・氏名 | 保有資格等 | 資格番号等 | 資格等取得年月日 | 再講習修了年月日 | 消防機関への連絡 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

# 別表５【営業時間内と自衛消防活動体制が異なる場合】

営業時間外等の自衛消防隊の組織編成表及び活動要領

|  |
| --- |
| 休日の指揮体制 |
|  |
| 夜間の指揮体制 |
|  |
| 活動要領 |
| １　火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火・防災管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。２　消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。３　活動に際しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。４　休日、夜間などの営業時間外等の無人時に事業所火災直接通報又は代理通報を行う場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等が現場に駆け付ける体制を確保する。 |
| 緊急連絡先 |
|  |

# 別表６

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施日 |  | 検査実施者 |  |
| 項　目 | 点検結果 |
| １　背の高い家具を単独で置いていない。 |  |
| ２　安定の悪い家具は背合わせに連結している。 |  |
| ３　壁面収納は壁・床に固定している。 |  |
| ４　二段重ね家具は上下連結している。 |  |
| ５　ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「Ｈ型」のレイアウトにし、床に固定している。 |  |
| ６　ＯＡ機器は落下防止してある。 |  |
| ７　引出し、扉の開き防止対策をしている。 |  |
| ８　時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している。 |  |
| ９　ガラスには飛散防止フィルムを貼っている。 |  |
| 10　避難路に倒れやすいものはない。 |  |
| 11　家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない。 |  |
| 12　収納物がはみ出たり、重心が高くなったりしていない。 |  |
| 13　危険な収納物（薬品、可燃物等）がない。 |  |
| 14　デスクの下に物を置いていない。 |  |
| 15　引出し、扉は必ず閉めている。 |  |
| 16　ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない。 |  |
| 17　コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている。 |  |
|  | 防火・防災管理者確認 |  |
| （凡例）○…良　　×…不備、欠陥等　　⭙…即時改修（備考）不備、欠陥等があった場合は、ただちに防火・防災管理者に報告すること。 |

# 別表７

従業員等のための備蓄品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 備蓄場所 | 備蓄品 | １人／日分の備蓄量 | 　人／３日分の備蓄量 |
| 　階　　　　　 | 食料品 | アルファ化米 | ３食 |  |
| 乾パン | １缶 |  |
| 缶詰 | ３缶 |  |
| 飲料水 | ミネラルウォーター | ３リットル |  |
| 救急医療薬品類 | 消毒液 | １個 |  |
| ばんそうこう | １箱 |  |
| 風邪薬 | １箱 |  |
| 要配慮者用品 | 簡易ベッド | １個 |  |
| 簡易間仕切り壁 | １個 |  |
| 乳幼児用食品 | ３食 |  |
| 粉ミルク | ３食 |  |
| 哺乳器 | １個 |  |
| 車いす | １個 |  |
| その他の物資 | 毛布・保温シート等 | １枚 |  |
| 簡易トイレ | １個 |  |
| 敷物・ブルーシート等 | １枚 |  |
| 携帯ラジオ | １枚 |  |
| 懐中電灯 | １枚 |  |
| 乾電池（単１から単４） | １個 |  |
| 使い捨てカイロ | ３個 |  |
| ウエットティッシュ | １箱 |  |
| 非常用発電機 | １個 |  |
| 工具類 | １箱 |  |
| ヘルメット | １個 |  |
| 軍手 | １双 |  |
| 地図（宮城県内） | １個 |  |
| 拡声器 | １個 |  |
|  |  |  |
| 　階　　　　　 | 食料品 | アルファ化米 | ３食 |  |
| 乾パン | １缶 |  |
| 缶詰 | ３缶 |  |
| 飲料水 | ミネラルウォーター | ３リットル |  |
| 救急医療薬品類 | 消毒液 | １個 |  |
| ばんそうこう | １箱 |  |
| 風邪薬 | １箱 |  |
| 要配慮者用品 | 簡易ベッド | １個 |  |
| 簡易間仕切り壁 | １個 |  |
| 乳幼児用食品 | ３食 |  |
| 粉ミルク | ３食 |  |
| 哺乳器 | １個 |  |
| 車いす | １個 |  |
| その他の物資 | 毛布・保温シート等 | １枚 |  |
| 簡易トイレ | １個 |  |
| 敷物・ブルーシート等 | １枚 |  |
| 携帯ラジオ | １枚 |  |
| 懐中電灯 | １枚 |  |
| 乾電池（単１から単４） | １個 |  |
| 使い捨てカイロ | ３個 |  |
| ウエットティッシュ | １箱 |  |
| 非常用発電機 | １個 |  |
| 工具類 | １箱 |  |
| ヘルメット | １個 |  |
| 軍手 | １双 |  |
| 地図（宮城県内） | １個 |  |
| 拡声器 | １個 |  |
|  |  |  |

# 別表８

時差退社計画表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 優先順位 | 家庭内事情 | 氏名 | 自宅住所 | 帰宅ルートの概要 | 距離 | 付加的要素 | 帰宅グループ |
| 電話番号 | 交通手段 | 予測時間 | 帰宅開始時刻 |
| メールアドレス | 通常の通勤経路 | 到着時刻 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |

第１優先順位　：　家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね10km以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第２優先順位　：　勤務地からおおむね20km以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

第３優先順位　：　勤務地からおおむね20km以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

# 別表９

施設の安全点検のためのチェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検内容 | 判定(該当) | 該当する場合の対処・応急対応等 |
| 施設全体 | 建物（傾斜・沈下） | 傾いている。沈下している。 |  | 建物を退去 |
| 傾いているように感じる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 建物（倒壊危険性） | 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 建物を退去 |
| 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 隣接建築物・周辺地盤 | 隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 |  | 建物を退去 |
| 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 |  | 建物を退去 |
| 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 施設内部（居室・通路等） | 床 | 傾いている、又は陥没している。 |  | 立入禁止 |
| フロア等、床材に損傷が見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 壁・天井材 | 間仕切り壁に損傷が見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 天井材が落下している。 |  | 立入禁止 |
| 天井材のズレが見られる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 廊下・階段 | 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 立入禁止 |
| 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 点検継続→専門家へ詳細診断を要請 |
| ドア | ドアが外れている、又は変形している。 |  | 要注意/要修理 |
| 窓枠・窓ガラス | 窓枠が外れている、又は変形している。 |  | 要注意/要修理 |
| 窓が割れている、又はひびがある。 |  | 要注意/要修理 |
| 照明器具・吊り器具 | 照明器具・吊り器具が落下している。 |  | 要注意/要修理 |
| 照明器具・吊り器具のズレが見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| じゅう器等 | じゅう器（家具）等が転倒している。 |  | 要注意/要修理/要固定 |
| 書類等が散乱している。 |  | 要注意/要復旧 |
| 設備等 | 電力 | 外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） |  | 代替手段の確保/要復旧→（例）非常用電源を稼働 |
| 照明が消えている。 |  |
| 空調が停止している。 |  |
| エレベーター | 停止している。 |  | 要復旧→メンテナンス業者に連絡 |
| 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 |  |
| カゴ内に人が閉じ込められている。 |  | メンテナンス業者又は消防機関に連絡 |
| 上水道 | 停止している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→(例）備蓄品の利用 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検内容 | 判定(該当) | 該当する場合の対処・応急対応等 |
| 設備等 | 下水道・トイレ | 水が流れない（あふれている）。 |  | 使用中止/代替手段の確保/要復旧→（例）災害用トイレの利用 |
| ガス | 異臭、異音、煙が発生している。 |  | 立入禁止/要復旧 |
| 停止している。 |  | 要復旧 |
| 通信・電話 | 停止している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→（例）衛星携帯電話、無線機の利用 |
| 消防用設備等 | 故障・損傷している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→消防設備業者に連絡 |
| セキュリティ | 防火シャッター | 閉鎖している。 |  | 要復旧 |
| 非常階段・非常用出口 | 閉鎖している（通行不可である）。 |  | 要復旧→復旧できない場合、立入禁止 |
| 入退室・施錠管理 | セキュリティが機能していない。 |  | 要復旧/要警備員配置→外部者侵入に要注意　（状況により立入禁止） |

# 別図

避難経路図

【避難口等が明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し、添付してください。】

# 別紙１

火災時の自衛消防隊活動要領

|  |
| --- |
| 通報・連絡（通報連絡班） |
| 共通 | １　火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。２　自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶ等周囲に火災の発生を知らせると同時に、防災センターに火災の場所、状況等を速報する。３　すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関（119番）へ通報する。４　管理権原者、防火・防災管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火・防災管理者へ連絡する。【↓その他特記事項がある場合】５　　　　　　 |
| 本部隊 | 本部隊の通報連絡班は、次の活動を行う。(1) 本部隊員として活動拠点における任務(2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時の速やかな119番通報(3) 火災確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送(4) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡(5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の伝達【↓その他特記事項がある場合】(6) その他 |
| 地区隊 | 地区隊の通報連絡班は、次の活動を行う。(1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認(2) 消火活動状況、活動人員の確認(3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認(4) 区画形成状況の確認(5) 危険物等の有無の確認(6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達(7) 情報収集内容の記録【↓その他特記事項がある場合】(8) その他 |
| 消火活動（初期消火班） |
| 共通 | １　出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。２　消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 本部隊 | １　地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。【↓その他特記事項がある場合】２　　　　　　 |
| 地区隊 | １　消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。【↓その他特記事項がある場合】２　　　　　　 |
| 避難誘導（避難誘導班） |
| 共通 | １　避難経路図に基づいて、避難誘導する。２　エレベーターによる避難は原則として行わない。３　屋上への避難は原則として行わない。４　避難誘導班員の配置は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。また、忘れ物等のため再び入る者のないように万全を期する。５　携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。６　負傷者及び逃げ遅れた者等の情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。７　避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、自衛消防隊の本部に報告する。【↓その他特記事項がある場合】８　　　　　　 |
| 本部隊 | １　火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその直上階の者を優先して避難誘導に当たる。【↓その他特記事項がある場合】２　　　　　　 |
| 安全防護（安全防護班） |
| 共通 | １　火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。２　スプリンクラー設備作動後の制御弁の閉鎖等の水損防止作業や、その他施設に対する必要な措置を行う。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 応急救護（応急救護班） |
| 共通 | １　応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。２　負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。３　逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。４　負傷者の発生がなく、救護所設置の必要もない場合には、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。【↓その他特記事項がある場合】５　　　　　　 |
| 本部隊 | １　必要に応じ　　　　　に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。【↓その他特記事項がある場合】２　　　　　　 |
| 地区隊 | １　消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置する。ただし、本部隊の応急救護班が救護所を設けた場合は、本救護所を活用し、本部隊と連携して必要な活動を行う。【↓その他特記事項がある場合】２　　　　　　 |
| その他 |
| 本部隊 | 【↓自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合】１　自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、１名以上の本部隊の通報連絡班員等を防災センター等に残し、他の者（本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班等）は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。２　現場へ急行した班員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。３　防災センター等に残った本部隊の通報連絡班員等は、現場から火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。また、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。４　在館者（劇場等の観客、百貨店の顧客等）の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。【↓自動火災報知設備等と連動した通報（事業所火災直接通報を含む。）を行っている場合】１　自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、通報連絡班は消防機関からの着信信号を確認する。２　誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。ただし、通報の中止が間に合わなかった場合は、電話からの119番により誤作動であることを消防機関へ連絡する。 |

# 別紙２

地震発生時の自衛消防隊の活動要領

|  |
| --- |
| 情報収集（通報連絡班） |
| １　テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、情報の収集を行う。２　混乱防止を図るため、必要な情報を在館者に知らせる。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 消防機関への通報（通報連絡班） |
| １　消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊本部隊が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれない場合など、緊急を要する場合は、事業所自衛消防隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。２　地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 避難誘導（避難誘導班） |
| １　地震時の建物からの避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか次による。(1) 避難は原則として防火対象物自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難命令により行う。(2) 避難の指示が出るまでは、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で従業員等を待機させる。(3) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。(4) 営業の継続が困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。(5) 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。【↓その他特記事項がある場合】(6) 　　　　　２　避難所等へ避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか次による。(1) 在館者等を避難所等に誘導するときは、避難所等（　　　　　）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。(2) 避難誘導は拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。(3) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。【↓その他特記事項がある場合】(4) 　　　　　 |
| 安全防護（安全防護班） |
| １　安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。２　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに事業所自衛消防隊長にその旨を報告する。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 応急救護（応急救護班） |
| １　応急救護班は負傷者が発生した場合に応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。２　建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、救出可能な場合は、周囲の者と協力して救出する。３　倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められたりした人を救出する場合は、状況を自衛消防隊長等に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行う。４　救助活動は、避難経路の安全を確保して実施する。５　倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備える。６　救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。７　チェーンソー等危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当する。８　救出した人に、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示する。【↓その他特記事項がある場合】９　　　　　　 |
| エレベーターの閉じ込めの対応等（応急救護班） |
| １　自衛消防隊長は、エレベーターの閉じ込めの有無の確認等、次の活動を行う。(1) 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込められた者の有無を確認する。(2) 閉じ込め者が発生した場合は、速やかに防火対象物自衛消防隊長及びエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。(3) 閉じ込められた者に対し、エレベーター管理会社へ連絡した旨、地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。(4) 研修の受講修了者等救出活動を行う技術・資格等を有する者がおり、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。(5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。(6) 自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。２　応急救護班等は、次の対応を行う。(1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。(2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長等に連絡する。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 一斉帰宅の抑制 |
| 地震に伴う火災や建物の倒壊等のおそれがない場合で、交通機関の運行が停止している場合は、帰宅困難者の発生を抑制するため、次の措置を行う。(1) 待機場所の設営(2) 非常用物品の準備（食料、飲料水、寝具等）(3) 名簿作成等による人員管理(4) 災害状況、交通機関の運行状況等の情報提供(5) 帰宅可能となった場合の支援資器材の準備（地図等）【↓その他特記事項がある場合】(6) 　　　　　 |

# 別紙３

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領

|  |
| --- |
| 避難準備の時間に余裕がない場合（自己防火対象物で発生した場合の対応） |
| １　自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。２　大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。(1) 原因不明の多数の死傷者の発生(2) 不自然な場所での爆発災害(3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在が確認された場合(4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 避難準備の時間に余裕がある場合（情報の収集・伝達） |
| １　事業所自衛消防隊長は、大規模テロ等に係る警報等が発令された情報又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した情報を防火対象物自衛消防隊長から得た場合は、従業員に伝達する。２　テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。３　行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるように伝達する。【↓その他特記事項がある場合】４　　　　　　 |